

中小企業における多様な地域人材確保・活用支援事業委託

プロポーザル募集要項

1 募集目的及び事業概要

中小企業においては、大卒の新入社員の3割以上が3年以内に離職するとも言われており、慢性的な人材不足が続いている。他方で、本区及び本区の周辺地域においては、非正規・無就業の若年者や再就職を目指す女性、リカレント教育受講者等の多様な人材がいると考えられる。

そこで、区内中小企業の「ダイバーシティ経営[※]」の実践に向けた企業改革及び多様な人材の確保・定着を支援するため、多様な地域人材の確保・活用に関するセミナー、区内中小企業に就職を希望する就職氷河期世代の者及び女性、大学のリカレント教育受講者と企業とのマッチング支援、区内中小企業と求職者の相互理解を図るインターンシップ（又は職場見学）を一体的に行う「中小企業における多様な地域人材確保・活用支援事業」を実施する。

本事業は、当該分野において知識と経験を有する事業者から、現在の国内外における社会情勢や中小企業の現状・実態を踏まえた実効性の高い提案を募集することにより、事業の実施をより効果的に行うため、プロポーザル方式を採用する。

※ 「多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営」（経済産業省HP）

2 業務委託内容

仕様書（案）のとおり

3 提案限度額

21,621千円（税込み）

提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とする。

4 契約期間

令和5年5月上旬から令和6年3月31日（日）まで

なお、令和6年度以降の契約については、今回選定し、契約する事業者の履行状況及び履行成績を総合的に評価した上で、令和5年度を初年度とする3年度を限度として継続して契約することができるものとする。

5 参加資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号）による指名停止を受けていないこと。

- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱(23文総契第306号)第4条の入札参加除外措置を受けていないこと。

6 選定スケジュール

- (1) 募集要項の公表
令和4年12月20日(火)
- (2) 提出書類の配付期間
令和4年12月20日(火)から令和5年1月25日(水)まで
- (3) 質問受付期間
令和4年12月20日(火)から令和5年1月17日(火)午後5時まで
- (4) 質問に対する回答期限(中間回答日)
令和5年1月13日(金)
- (5) プロポーザル参加希望書の提出期限
令和5年1月17日(火)午後5時
- (6) 質問に対する回答期限(最終回答日)
令和5年1月20日(金)
- (7) 参加申込書及び提出書類の受付期間
令和5年1月23日(月)から1月25日(水)まで
- (8) 第一次審査(書類選考)
令和5年2月中旬
- (9) 第一次審査結果通知
令和5年2月下旬
- (10) 第二次審査(プレゼンテーション及び質疑応答)
令和5年3月中旬
- (11) 最終結果通知
令和5年4月下旬
- (12) 契約締結
令和5年5月上旬

7 提出書類の配付

- (1) 期間
令和4年12月20日(火)から令和5年1月25日(水)まで
- (2) 方法
区ホームページからダウンロードすること。
(区ホームページ「すばやく検索メニュー」→「事業者の方へ」→「事業者向けプロポーザル」)
URL : https://www.city.bunkyo.lg.jp/jigyosha/_13380.html

8 プロポーザル参加希望書

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、プロポーザル参加希望書(様式第1号)を必ず提出すること。

なお、受付期間に参加希望書の提出がない場合は、参加申込書及び提案書類は受け付け

ない。

(1) 受付期間

令和5年1月17日（火）午後5時まで

(2) 提出先及び提出方法

提出先：文京区区民部経済課

提出方法：メールにより提出（メールアドレス：b201000●city.bunkyo.lg.jp）

（注）●を@に変換して使用してください。

メールの件名は、「【〇〇（事業者名）】中小企業における多様な地域人材確保・活用支援事業委託・参加希望書」とし、メール本文に①事業者名、②担当者氏名、③連絡先を明記の上、「プロポーザル参加希望書」を作成してメールフォームに添付し、上記提出先メールアドレス（文京区区民部経済課のメールアドレス）まで送付すること。

なお、電子メール送信時に開封確認設定を行うこと。

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおりとする。

なお、受付期間後の質問及び電子メール以外の方法による質問は、受け付けない。

(1) 受付期間

令和4年12月20日（火）から令和5年1月17日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書を作成の上、電子メールにより送信してください。

なお、メールの件名は、以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。

【提出先】文京区区民部経済課創業・就労支援担当

メールアドレス：b201000●city.bunkyo.lg.jp

（注）●を@に変換して使用してください。

【件名】「【〇〇（事業者名）】中小企業における多様な地域人材確保・活用支援事業委託：プロポーザル質問」

(3) 回答方法

令和5年1月6日（金）（中間締切日）までに受け付けた問合せ及び質問は、原則として、令和5年1月13日（金）までに区ホームページにて回答する。

また、中間締切日以降から令和5年1月17日（火）午後5時までに受け付けた問合せ及び質問等については、1月20日（金）にプロポーザル参加希望書を提出した全事業者に電子メールにより回答する。

10 応募方法

受付期間中に、以下の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

| 提出書類 | 提出部数 |
|-----------------------|------|
| ア 参加申込書（様式第2号） | 1部 |
| イ 企画提案書（様式第3号、8ページ以内） | 原本1部 |
| ウ 業務受託実績内容（様式第4号） | 副本6部 |
| エ 見積書（指定様式なし、A4判） | 1部 |

(2) 提出体裁

参加申込書に(1)イからエまでの書類を指定部数添えて提出すること。

提出書類のうちイ及びウは、両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付し、左側2箇所をステープラー等で留めること。また、用紙方向を横長とするページがあるときは、用紙の上側を左とすること。

なお、(1)イ及びウについては、事業者の名称その他事業者が特定される情報を記載しないこと。やむを得ず事業者が特定される情報を記載する場合は、副本の当該箇所を黒く塗抹すること。

(3) 提出書類の受付及び提出方法等

提出書類の受付については、以下のとおり行う。

なお、書類の提出をもって、本募集要項記載事項について承諾したものとみなす。

ア 提出期間

令和5年1月23日（月）から1月25日（水）までの午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

区民部経済課（文京シビックセンター地下2階北側）へ持参すること。

郵送その他の方法により提出された書類は、無効とする。

なお、提出者は、本委託業務に従事する者とする。

ウ その他

書類提出時に、第一次審査結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入し、84円切手を貼付したもの）を併せて提出すること。

11 選定方法及び結果通知

選定は、プロポーザル方式により、選定委員会によって下記のとおり審査する。

(1) 第一次審査

第一次審査は、委託候補事業者から提出された企画提案書等を基に書類選考を行い、委託候補事業者を上位3者程度選定する。

(2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された委託候補事業者から、企画提案書等に基づき1事業者当たり15分以内でプレゼンテーションを行う。その後選定委員から15分程度の質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションは、本件の中心的役割を担う者が行うこと。また、プレゼンテーションに際しては、区が用意するプロジェクター及びスクリーンを利用することができるが、パソコンその他の周辺機器については、事業者で用意すること。

(3) 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。

なお、第一次審査及び第二次審査の合計評価点が一定基準に満たない事業者は、順位にかかわらず委託候補事業者として選定しないこととする。

(4) 結果の通知

第一次審査及び第二次審査による選定結果は、参加事業者に対し書面により通知する。

(5) 選定結果の公表

審査の透明性を図るため、選定結果については、区ホームページで公表する。

12 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第7条各号の非公開情報を除き、公開する。

なお、公開の可否は、区が判断する。

13 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届を令和5年2月1日（水）午前10時までに、参加申込書の提出先まで提出すること。

14 参加申込書等の無効・失格

- (1) 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。
- (4) 持参以外の方法により参加申込書等が提出された場合は、無効とする。
- (5) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とする。
- (6) (1)及び(5)に該当する場合においては、指名停止取扱要綱に基づき指名停止を行うことがある。

15 契約の締結

契約に当たっては、提案内容に基づき、契約交渉順位第1位の委託候補事業者と仕様内容を協議の上、決定する。契約交渉順位第1位の委託候補事業者との協議が不調となった場合又は契約交渉順位第1位の委託候補者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなり、失格となった場合は、契約交渉順位第2位の委託候補事業者を繰り上げ、協議を行う。

16 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 提出された参加申込書等は、事業者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限後における参加申込書等の差し替え及び再提出は、原則として、認めない。

17 事業担当

文京区区民部経済課創業・就労支援担当 間仲・近藤

電話：03-5803-1173 FAX：03-5803-1936